

令和 8 年 1 0 月 2 日

被保険者各位

Works Human Intelligence 健康保険組合

理事長 柳沢 康介



組合規約の一部変更について

標記の件、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 「組合規約」第 4 6 条、第 4 8 の変更

令和 7 年 1 2 月 5 日付で「医療法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 8 年 1 0 月 1 日から「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更となることに伴い、当組合規約の一部を変更するものです。

※ 詳細は添付の新旧条文対照表をご覧ください。

新旧条文対照表

新	旧
(会計年度所属区分) 第46条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するものにあつては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理した日の属する年度 (準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金 (10) 略	(会計年度所属区分) 第46条 略 2 支出の会計年度所属は、次の各号による。 (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度 (準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 略

附 則 この規約は、令和8年10月1日から施行する

以上